平成２３年（フ）第５６号
佐賀県唐津市七山仁部78番地
債務者　溝江　孝子
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第１４号
長崎県対馬市厳原町日吉272番地、前住所長崎県対馬市厳原町今屋敷776番地
債務者　平川　忠則
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２３年（フ）第１８３号
富山市上二杉152番地11　サンシャイン大沢野206号、前住所富山市下大久保1460番地16
債務者　山下　領一
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６１９号
北九州市小倉北区赤坂２丁目16番20号　サンハイツ赤坂203号
債務者　水﨑　勝利
1　決定年月日時　平成23年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１６３２号
名古屋市西区秩父通１丁目58番地　丸安ビル５－Ｃ号
債務者　丹波断熱こと　丹波　愼二
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６９０号
名古屋市瑞穂区平郷町１丁目20番地
債務者　羽田野　豊
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１１号
松江市八雲町東岩坂2035番地
債務者　山崎久美子
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４２号
松江市南平台13番14号
債務者　吉田　純一
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５６号
松江市浜乃木６丁目４番57－305号　マンション乃木
債務者　勝部亜由美
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９３号
鹿児島県垂水市海潟537番地６
債務者　神村　正文
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第４９３号
栃木県塩谷郡高根沢町大字平田1930番地　県営平田住宅1305号
債務者　橋倉　久枝
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４９５号
栃木県河内郡上三川町しらさぎ３丁目６番地２　白鷺寮、前住所栃木県那須塩原市金沢907番地
債務者　木沢　崇義
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５０３号
栃木県鹿沼市緑町２丁目６番25号
債務者　渡嘉敷苗子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５１８号
栃木県宇都宮市一ノ沢町263番地13　エルディム山口101号室、前住所栃木県宇都宮市簗瀬３丁目30番11号
債務者　小関南こと　徐　　嘉敏
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０６９６号
神奈川県横浜市港南区港南中央通14―７―104
債務者　高田　里美（旧姓中里）
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０６９９号
東京都北区滝野川３丁目75―15―412
債務者　堀　　美鈴（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部